

聖籠町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第18号

聖籠町水道事業給水条例の一部を改正する条例

聖籠町水道事業給水条例（昭和57年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号の表を次のように改める。

(1) 基本料金

メーター口径	水量	基本料金 (1ヶ月につき)
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,780円
20ミリメートル	同	1,890円
25ミリメートル	同	1,990円
30ミリメートル	同	2,620円
40ミリメートル	同	3,670円
50ミリメートル	同	5,250円
75ミリメートル	同	13,120円
100ミリメートル	同	30,450円
150ミリメートル	同	町長が定める額

第24条第2号の表を次のように改める。

(2) 水量料金

種別	用途	水量	料金 (1立方メートルにつき)
専用	小口径13ミリメートル～25ミリメートル	11立方メートル以上1立方メートルにつき	130円
	大口径30ミリメートル以上	11立方メートル以上500立方メートルまで1立方メートルにつき	160円

		501立方メートル以上1,000立方メートルまで1立方メートルにつき	140円
		1,001立方メートル以上1立方メートルにつき	130円
共用	家事用	11立方メートル以上1立方メートルにつき	130円
臨時用	工事用及び臨時用	11立方メートル以上1立方メートルにつき	160円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の聖籠町水道事業給水条例第24条の規定は、平成27年7月分として徴収する料金から適用し、同年6月分までとして徴収すべきである料金については、なお従前の例による。